函館市の避難行動要支援者の支援について

１．避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者の範囲

災害時等に自分の力で避難することが困難であり、支援を必要とする次の方を避難行動要支援者としています。

①要介護度認定３～５の方
②身体障害者手帳１・２級の方
③療育手帳Ａ判定の方
④精神障害者保健福祉手帳１級の方
⑤ひとり暮らし高齢者緊急通報システムを設置している方
⑥障害者総合支援法のサービスを受けている難病患者等および在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている方
⑦その他支援が必要と認められる方
（高齢者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人，医療的ケア児等）

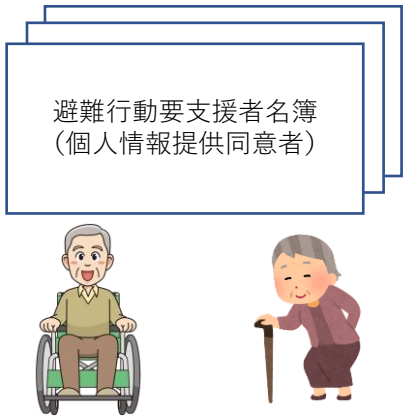
※在宅で生活されている方が対象となりますので、社会福祉施設入所や医療機関に長期入院されている方は対象外となります

対象の方には、支援を受けるため、**個人情報を外部に提供**することについて、**<u>同意確認書などの書類</u>**を送付いたします。

同意

避難行動要支援者名簿

本人(代理人)の同意があった方について、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿には氏名、住所、年齢や支援を必要とする理由などが記載されます。



名簿の外部提供

名簿提供先 (避難支援等関係者)





地域の町会　　警察

自主防災組織、民生委員など

日頃からの声かけや見守り、災害時等の安否確認や避難支援等に活用されます。

声かけや安否確認など

同意の有無に関わらず、災害時等には、生命または身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。

避難行動要支援者名簿を、避難支援等関係者へ提供することで、災害時等における避難の際に支援を受ける可能性が高まります。しかし、避難支援等関係者やその家族などの安全が前提のため、<u>支援をする方の可能な範囲で行っていただくものであり、支援を保証するものではありません。</u>（支援をする方に法的な責任や義務はありません）

問合せ先　函館市総務部災害対策課　電話 ０１３８－２１－３６４８

２．個別避難計画の作成について（検討中）

対象者

函館市の個別避難計画は、避難行動要支援者名簿にお名前が掲載されている方で、災害時等の**避難に支援を必要とする方**について作成します。名簿に掲載されている方には、作成について、**同意確認書などの書類**を送付いたします。

個別避難計画について

避難行動要支援者名簿に掲載された方で、作成に同意した方について、災害時等に「私が・誰と・どこへ・どうやって」避難するかを事前に決めておくものです。

避難行動要支援者名簿

名簿の情報

＋

身体の状態、同居の状況、避難場所、避難経路、避難支援等実施者　など

個別避難計画

個別避難計画の活用について

○作成した個別避難計画は、関係者へ提供し情報を共有します。

平常時
・要支援者本人
・避難支援等実施者（支援を実施する方）
・避難支援等関係者（町会や福祉事業者など〈外部提供同意者分のみ〉）
・市



同意の有無に関わらず、災害時等には、生命または身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、避難支援等関係者へ情報を提供します。

○あらかじめ支援者が決まっているので、災害時等の避難において支援を受けることができる可能性が高まります。
○平常時から、要支援者の細かい情報を支援者と共有することで、災害時に迅速で安全な支援を受けることが可能になります。

個別避難計画の作成方法

○要支援者本人および家族等で作成
○要支援者本人および家族等で作成することが難しい方については市が作成

ご協力のお願い

災害時等に、避難行動要支援者の生命・身体を守るため、避難支援等実施者（支援を実施する方）の確保が課題であり、町会の皆様のご協力なしには、難しいものと考えております。市から皆様に相談があった際には、まずは説明を聞いていただき、協力についてご検討をお願いいたします。